

会員制度の見直しと定款および細則の改定について

常任理事会

前回の2003年度総会は、参加者の数が総会成立に必要な定足数をぎりぎり上回るだけの際どい状況の下で、やっと成立しました。このような問題は、数年前、当時の法人監督官庁である文部省の指導があって、社団法人の総会の成立は通常会員の2分の1以上で成立する、という定款の改訂が行われたことに始まります。そして、その改定以後の総会は、成立に漕ぎ着けるため、経費および事務に大いに負荷がかかっています。その一方で、総会の参加者数は、回を追って減少する傾向が顕著で、そろそろ限界に達して危機的であるというのが実情です。

理事会では、このような総会成立の定足数問題を深刻に受けとめ、時間をかけて検討を続けてきましたが、本問題の基本的解決の一つとして会員制度の見直しが必要であると判断するに至りました。ただし、見直しに当っては、他の学会の状況など参考にしながらも、これまでの日本気象学会の伝統的姿勢である会員の平等性、公平性、さらには会員名称の印象などをこれまで通り大切にすることを明確に認識した上で、関連の定款および細則の一部を改定する準備を進めています。

今回の改定の要点を簡明に申し上げますと、会員の皆さんに総会への参加をより積極的に意識して頂くため、総会参加を義務とし権利として意識する会員と、総会の決議には信頼をおき必ずしも総会での議決権を有しなくてよいとする会員（つまり定足数に加ええない会員）との2つの会員種別を導入し、そのどちらを希望するかは個々の会員の選択に委ね、そして、その種別は希望により（何度でも）変更することが可能である、という趣旨の改定をすることにあります。すなわち、それら会員の種別とは、法的には、民法上の社員である会員とそうでない会員と言うことができます。この表現によれば、現行の（通常）会員全ては、法人の社員です。今回検討している改定案では、社員である会員とそうでない会員とを「通常会員」と「特別会員」と認識します。ただし、これら2つの種別間には、社員としての条件（すなわち総会議決権）以外については差はないとします。

なお、現行の定款にも特別会員がすでに定められています。これは、英語専門誌の気象集誌だけを定期購読したいと希望する外国人を念頭において設けられ

た会員種別です。このような会員の存在は、今回の改訂でも特別会員の一つの形として存続します。しかし、今回の改定においては、「特別会員」の解釈として、総会に参加する義務が免除された会員という現行の特別会員の意味を拡張解釈し、一般の会員にまで適用可能性の枠を広げることになります。常任理事会では、特別会員の名称以外の新しい名称も時間をかけて思案しましたが、結局のところ、この現行の特別会員という名称が最も適当であると判断しました。

今回の改定に合わせて会費の額に関する記載を定款から細則に移します。これにより定款および細則の関係部分が形式的にスッキリするとともに、無償配付される機関誌との関係が見やすくなります。会費の金額については、通常会員と特別会員は原則として「同額」とします。つまり、いずれの種別の会員であっても会員としての利益性が同じであることを保証しているからです。また、会費の割引については、現行の学生割引の他に、新たに年輩者への配慮として公的年金受給者割引も検討中です。

総会の定足数という問題から端を発している今回の改定ですが、総会に出席し議論に参加する権利は、通常会員だけに限らず、「全ての会員」に保証されます。ただし、その総会での議決権は通常会員となることを選択した会員だけにあることとなります。また、学会役員の見直しについては、通常会員だけに限定せず、特別会員にも選挙に参加する権利を付与すべく検討中です。

上述のような改定案が次回（2004年5月）の総会で決定された場合、2005年の会費を前納していただく2004年12月ごろに、会員個々の自由意思に基づく会員種別の選択のための手続きを行って頂くことになるでしょう。理事会としては、会員各位には通常会員としての責任と権利の意識をもって総会に積極的に参加して頂くことをこそ望んでおります。この点のご理解とご協力のほど改めてお願い申し上げます。

以上のような会員制度の見直し案について、会員各位からご意見を学会事務局宛にお寄せ頂きたく思っています。文書でも結構ですが、学会ホームページに設けられる掲示板のご利用が便利かつオープンで適当かと存じます。（文責：総合計画担当理事 木田秀次）